

議案第163号

前橋市屋外広告物条例の改正について

平成28年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

前橋市屋外広告物条例（平成20年前橋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第36条の見出しを「（勧告及び公表）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がないのに、当該勧告に従わなかったときは、市規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその旨を第1項の規定による勧告を受けた者に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第37条第1項及び第2項中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第1項の規定による勧告をした場合について適用する。